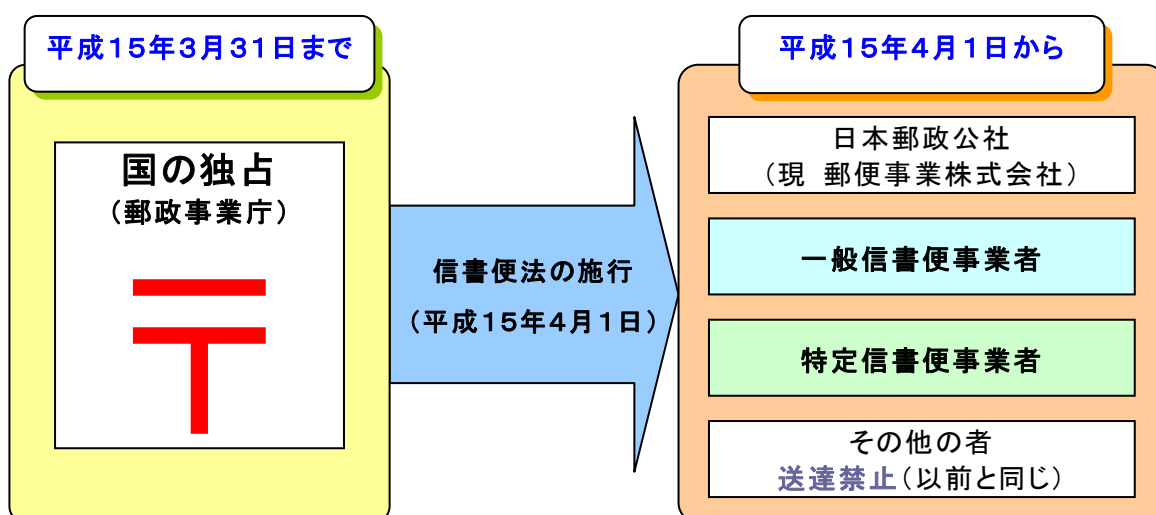


## 信書便事業制度の概要

### ◆ 信書を送達できる者(概要)

郵便事業株式会社、一般信書便事業者及び特定信書便事業者以外の者が、他人の信書を送達することは法律で禁じられています。

また、何人も、信書の送達を禁じられている者に信書を差し出すことも法律により禁じられています。



### ◆ 信書に該当する文書(一例)

- 書状
- 申請書の類  
類例: 申請書、願書、納品書、領収書、見積書、申込書、契約書、承諾書
- 会議招集の類  
類例: 結婚式等の招待状、業務を報告する文書
- 許可書の類  
類例: 免許証、認定書、表彰状